

第5回いわき市契約適正化委員会

1 委員会の概要

日 時：令和5年2月2日(木) 13時30分～14時30分

場 所：Web会議方式

出席者：

委員

猪狩堅一委員(委員長)、磯崎泰三委員、川崎友美委員、緑川猛彦委員、渡辺秀徳委員
市側

財政部長、財政部契約課

土木部長、土木部道路管理課、土木部住宅営繕課、土木部河川課

都市建設部長、都市建設部都市計画課総合交通対策担当

水道局長、水道局総務課、水道局工務課、水道局浄水課、水道局南部工事事務所

医療センター事務局長、医療センター施設管理課

次 第

開会

議事

入札・契約の状況について

指名停止の状況について

その他

次回の日程等について

その他

閉会

2 発言内容

【司会(契約課長補佐)】

皆様お揃いでございますので、ただいまから、「第5回いわき市契約適正化委員会」を開催いたします。

本日の委員の出席は、出席委員が5名で過半数に達しておりますことから、いわき市契約適正化委員会設置要綱(以下、「設置要綱」という。)第5条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

Web会議形式にて実施して参りますが、複数で対応している部署においては、説明や質問等の発言は、マスク着用、着座にてお願いします。

それでは、事前に送付しております次第に従いまして進めて参りたいと考えておりますが、まず、資料の確認をさせていただきます。

『次第』、『資料1』～『資料4』でございますが、よろしいでしょうか。

(委員賛同)

続きまして議事に入りますが、議事について、「設置要綱」第5条第2項の規定に基づき、委員長が会議の議長となることとなっておりますので、猪狩委員長よろしく申し上げます。

【議 長(猪狩委員)】

これより議事に入ります。よろしく申し上げます。

はじめに、本日の議事概要に署名する委員について、今回、発注部署からの報告を求める契約事案を抽出した渡辺委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員賛同)

御異議ないものと認め、渡辺委員よろしく申し上げます。

また、議事概要の公表にあたり前回と同様、署名する委員と委員長である私が確認した後、市ホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

(委員賛同)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

2- 入札・契約の状況について

【議 長】

最初に、「入札・契約の状況」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局(契約課長)】

資料1により説明

(対象案件：市118件、水道局68件、医療センター39件の合計225件)

【議 長】

抽出された事案について各発注部署からの報告となりますが、資料2のとおり渡辺委員から事案が抽出されました。

抽出にあたり、渡辺委員より意見等がありましたらお願いします。

【渡辺委員】

No.1、2、5、8、13は落札率が高いため抽出しました。

No.3、4、7、9、10、15は単独随意契約の理由が知りたくて抽出しました。

No.6、12は予定価格が高いことと特殊な商品や発注でないことから、多くの業者が入札に参加できると思われるので、指名競争入札より条件付一般競争入札がふさわしいのではないかと思います。抽出しました。

No.11は入札参加者が2者にもかかわらず、随意契約が8号適用である理由が知りたくて抽出しました。

No.14は1者である事案を指名競争入札手続により執行した理由が知りたくて抽出しました。

私からは以上です。

【議 長】

では、抽出事案に対する報告等をお願いします。

No.1～3について、土木部より説明をお願い致します。

【土木部長】

No.1「高野前・和久線(和久橋)橋梁長寿命化工事」につきましては、「市道路構造物長寿命化修繕計画」に基づき、老朽化した橋梁の長寿命化を図るため、修繕工事を発注したものです。

本工事は設計金額が「いわき市建設工事等に係る一般競争入札実施要綱」(以下「一般競争入札実施要綱」という。)における対象工事の金額以上となるため、一般競争入札としました。

次に、No. 2「市営住宅南白土団地解体工事」につきましては、「市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の適正な管理を計画的に行うため、老朽化した市営住宅の解体工事を発注したものです。

本工事は設計金額が「一般競争入札実施要綱」における対象工事の金額に満たないため、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」に基づき、指名競争入札としました。

最後に No. 3「道成川原排水路整備工事」につきましては、大雨時に宅地等の浸水被害を未然に防止し、安全・安心な住環境の整備を図るため、排水能力の向上を目的とした排水路整備工事を発注したものです。

本工事は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号を適用し、随意契約としました。

概要につきましては、以上です。

詳細は担当課から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

【道路管理課（主幹兼課長補佐）】

No. 1（落札率が高い契約である。）の理由について、予定価格の算出基礎となる積算基準類や積算単価が、福島県のホームページ等で公開されており、応札者は予定価格に極めて近い金額を算出することは可能であるため、結果として落札率が高くなったものと考えております。

当課からの説明は以上です。

【住宅営繕課（課長補佐）】

No. 2（落札率が高い契約である。）の理由について、No. 1と同様に予定価格の算出基礎となる積算基準類や積算単価が、福島県のホームページ等で公開されており、応札者は予定価格に極めて近い金額を算出することは可能であるため、結果として落札率が高くなったものと考えております。

当課からの説明は以上です。

【河川課（課長）】

No. 3（単独随意契約で、随意契約の理由が 6 号適用（競争入札に付することが不利と認められるとき）であるが、その理由を御教示願いたい。）の具体的な理由として、本工事は老朽化に加え、度重なる豪雨による破損等で排水能力に支障をきたしている排水路を継続して整備するものです。

当該排水路の施工にあたり、唯一の重機及び資材の搬入口となる、現在も施工中である前工事で設置した仮設道路を共用しての施工となることから、前工事と密接不可分な関係にあり、施工者が異なる場合、当該仮設道路に起因した事故等が発生した際の、責任の所在が不明確になるなど、安全・円滑な施工に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、「競争入札に付することが不利と認められる」に該当すると判断し、随意契約の 6 号を適用し、前工事と同じ業者と随意契約しました。なお、これにより経費削減及び工期短縮が図られております。

当課からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

【議 長】

ありがとうございます。

ただいまの土木部の説明について、渡辺委員いかがですか。

この委員会は、いわき市の適正な入札・契約事務の向上を図るため、「定期的な報告を受け、それに対して意見を述べること」が大切な役割となりますので、委員の皆さま、積極的に発言いただければと思います。いかがでしょうか。

土木部の説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

【司 会】

では、土木部は退出願います。

【議 長】

続きまして、No. 4 について、都市建設部より説明をお願い致します。

【都市建設部長】

No. 4「さわやかトイレ・リフレッシュ事業(JR 常磐線草野駅トイレ整備)設計業務委託は、人流の結節点であるとともに、地域のシンボルでもある鉄道駅の利便性と利用環境を向上させるため、公衆トイレが未整備であったり、JR 東日本が所有する公衆トイレはあるものの、老朽化が著しく、JR において撤去する方針となった駅について、平成 27 年度より地域の意向を踏まえながら、来訪者や地域住民が快適に利用できる公衆トイレの整備を順次進めております。

本事業により、これまでに久ノ浜駅をはじめとする 5 駅の公衆トイレの整備を進めてきたところであり、これらの維持管理を地域が主体的に実施していただくなど地域に根差した公衆トイレとなっております。

常磐線草野駅についても、令和 3 年度に JR 東日本において老朽化が著しい駅舎の改築に合わせ、既存のトイレを撤去して新たな駅舎を整備したことから、市といたしましては、地域住民に駅前への公衆トイレの必要性に関するアンケート調査を実施し、9 割以上の方が「駅前に公衆トイレが必要」と回答したことから、本年度に施設整備を行う運びとなりました。

概要につきましては、以上です。

詳細は担当課から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

【総合交通対策担当課(課長)】

No. 4(単独随意契約で、2 号適用(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)であるが、その理由を御教示願いたい。) の理由について、ご説明させていただきます。

本事業は、地域のシンボリック空間に相応しい公衆トイレを整備するため、地域の意向を踏まえながら個性を重視したコンセプトある機能や意匠、さらには事業者の創意工夫やノウハウを積極的に取り入れ、品質確保とコスト縮減を図るため、設計から施工までを一括して事業提案を求め「公募型プロポーザル方式」を実施いたしました。

本契約は事前に公募による提案のあった市内の 3 事業者から、審査委員会で選定した最優秀提案者との契約となるため、『随意契約に関する事務執行のための指針』に掲載されている適用例の「予め特定している工事等」に該当するため、「その性質または目的が競争入札に適しない」として第 2 号を適用し、随意契約を締結しました。

当課からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

【議 長】

ありがとうございます。

ただいまの都市建設部の説明について、いかがでしょうか。

渡辺委員どうぞ。

【渡辺委員】

プロポーザル方式に参加した業者数は何者でしたか。

【総合交通対策担当課(課長)】

3 者になります。

【渡辺委員】

承知いたしました。

【議 長】

都市建設部の説明はよろしいでしょうか。

川崎委員どうぞ。

【川崎委員】

予定価格の算出について、見積りなどを徴収して設定したのか、積算の基準があったのか、そのあたりを参考までに伺いたいのですが。

【総合交通対策担当課（課長）】

公募するにあたっての提案額の上限額等の設定は、福島県の建築関係設計委託等の基準をもとに算定しました。

【川崎委員】

ありがとうございます。

【議 長】

緑川委員どうぞ。

【緑川委員】

金額がそれほど高くないのですが、福田・平田特定建設工事共同企業体で申し込んだ理由は何かわかりますか。

【総合交通対策担当課（課長）】

建築・設計の事業者と施工の事業者のJVとなっており、JRや地区の合意形成を図りながら進めていく設計部分は建築・設計の事業者である平田建築設計事務所の役割で、施工は福田組で施工するという役割分担のJVとなっております。

【緑川委員】

ありがとうございます。

【議 長】

他にございますか。

都市建設部の説明についてはよろしいでしょうか。

（委員賛同）

【司 会】

では、都市建設部は退出願います。

【議 長】

続きまして、No. 5～7について財政部より説明をお願い致します。

【財政部長】

No. 5「軽貨物車（保健所生活衛生課）」について、保健福祉部保健所において現有車両の更新に伴い軽貨物車を指名競争入札によって購入しました。

次に No. 6「非常用備蓄品(食糧・飲料水)」について、危機管理部危機管理課において市内避難所に配備するため、アルファ米ご飯、パン缶詰及び保存用飲料水を指名競争入札によって購入しました。

続いて No. 7「タブレット端末(農業委員会事務局)」について、農業委員会事務局において農林水産省が実施する事業の一環として、農業委員会の委員に対して配備するタブレット端末を当該事業の実施要綱に基づき、指定された事業者との随意契約により購入したものです。

概要は以上ですが、詳細は担当課から説明いたしますのでよろしくお願いたします。

【契約課(課長)】

No. 5(落札率が高い。)理由として、当該車両は保健所生活衛生課動物愛護係が使用する車両であり、狂犬病予防注射の実施や飼い犬等に係る啓発などを広報するためのアンプ内蔵型拡声装置や外部スピーカー等を取り付けた車両です。

業者選定について、「一般車両販売」の品目に登録している市内・準市内の事業者 26 者から、参考見積書を徴収した 2 者及び指名回数を考慮し選定した 8 者の計 10 者を指名しました。

落札率については、類似車両の応札実績がある事業者 2 者から参考見積書を徴収し、その見積額を基に予定価格を設定しており、結果として、その額に近い金額となったものと考えております。

次に No. 6(予定価格が高いこと、特殊な商品や発注でないことから多くの業者が入札に参加できると思われる。)の理由について、当該備蓄品は、アルファ米ご飯 4,330 食、パン缶詰 11,850 食及び保存用飲料水 21,180 本を市内避難所のうち 123 カ所に配備するものであり、落札業者が、各避難所への納入までを行うこととするものです。

業者選定について、『備蓄用食品』の品目に登録している市内の事業者 10 者すべてを指名したので、「市の入札参加有資格者名簿の『備蓄用食品』の品目に登録していること」及び「市内の事業者であること」を参加資格とした条件付一般競争入札を行った場合と同程度の入札参加の機会が確保されていると考えています。

次に No. 7(単独随意契約で 2 号適用(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)であるが、その理由を御教示願いたい。)の理由として、当該端末は農林水産省が実施する事業の一環として農業委員会の委員に対して配備するものであり、当該事業の実施要綱において、全国農業委員会ネットワーク機構が一括調達し、売買基本契約を締結した事業者から各農業委員会が製品を購入するものとされているため、当該売買基本契約の相手方と随意契約しました。

当課からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

【議長】

ありがとうございます。

ただいまの財政部の説明について、いかがでしょうか。

緑川委員お願いたします。

【緑川委員】

No. 6 について、入札参加者の価格が随分ばらついているが、この場合、最低価格等は決めないのでしょうか。

【契約課(課長)】

地方自治法施行令の規定により、最低制限価格は請負の契約において設定できるとされており、物品購入は対象外であるため、当該事案は最低制限価格を設定していません。

【緑川委員】

ありがとうございます。

海外産の安価なものや品質が悪いものでも、入札した場合、低い金額で落札することができ、

缶詰等は品質の確認が難しいと思いますが、品質の確保はどうしているのですか。

【契約課（課長）】

メーカー指定はしていませんが、仕様書で細かく適切に設定しています。

例えば当該事案ですと、アルファ米の規格や賞味期限（5年以上）、数量、アレルギー対応食等細かく仕様書で設定し、検品した上での納品であり、仮に海外産であっても検品の段階で対処するため不良品等は入っては来ないと考えております。

【緑川委員】

分かりました。

ありがとうございます。

【議長】

磯崎委員どうぞ。

【磯崎委員】

No. 5 について、参考見積を徴収した 2 者が参加しているとのことですが、どの業者になるのですか。

【契約課（課長）】

参考見積額を基に予定価格を設定しており、その 2 者も含めて入札を執行しました。

【磯崎委員】

ありがとうございます。

最終的にそこに集約しているのではないかと気になったので、質問しました。

【契約課（課長）】

参考見積を徴収した 2 者以外の業者も入札に参加しているのかということを確認したいという質問であると思いますが、その 2 者を含めた 3 者が参加しております。

【磯崎委員】

ありがとうございます。

【議長】

財政部の説明について、よろしいでしょうか。

（委員賛同）

続きまして、No. 8 ~ 12 について、水道局より説明をお願いします。

【水道局長】

No. 8 「葉山減圧弁新設工事」について、基幹管路の更新計画を見据え、泉本谷地区の泉配水池から葉山配水池へ水系切り替えを行う必要があるため、適正な水圧に調整する減圧弁を新設する工事を発注したものであり、「いわき市水道局建設工事に係る一般競争入札実施要綱」に基づき一般競争入札を行いました。

No. 9 「災害復旧関連大久町大久配水管（第 10-17 号）改良工事（禰宜内橋添架管）」について、令和元年東日本台風で被災した 2 級河川大久川に架かる市道橋禰宜内橋が落橋し、同橋に添架していた水道管についても同時に破断したため、復旧工事を行うべく発注したものであり、「地方

公営企業法施行令」に基づき随意契約を締結しました。

No.10「平浄水場2系ろ過池修繕工事(8~12)」について、経年劣化したろ過砂、弁類、コンクリート防水塗装を対象に、ろ過性能の維持及びコンクリート躯体保護ため、修繕工事を発注し、こちらも随意契約を締結しました。

No.11「小名浜配水管(第266-112号外)改良工事」について、水道水の安定給水を図るため、昭和14年に布設された水道管を更新する工事を発注したものであります。入札について、一般競争入札を行いました。落札者がなかったため随意契約に移行しました。

No.12「職員用パソコン購入」について、総合行政ネットワーク及びいわき市庁内ネットワークに接続している職員用パソコンを、指名競争入札を行い購入しました。

概要につきましては、以上です。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、よろしく申し上げます。

【水道局南部工事事務所(所長)】

No.8(落札率が高い契約である。)の理由について、当該工事の発注はいわき市水道局建設業者等選定委員会の審議を経て、発注基準表に基づく参加要件により一般競争入札を行ったものです。

参加要件に合致する業者の数は、最大で144者でしたが、開札の結果、応札者が1者となり、1回目の入札で金額が予定価格を上回ったため、2回目の入札を行い落札率が99.33%となりました。

当該工事の応札者が1者となった理由については分かり兼ねますが、落札率が高くなった理由は、適正な事務手続きによる結果であると考えております。

【水道局工務課(課長)】

No.9(単独随意契約で、随意契約の理由が6号適用(競争入札に付することが不利と認められるとき)であるが、その理由を御教示願いたい。)の理由について、工事に際し、いわき市道路管理課が実施する「南畑田・脇線(禰宜内橋)橋梁災害復旧工事(上部工)」による禰宜内橋の復旧工事に合わせて、上部工へ水道管を添架するための工程管理、施工管理、安全管理を一元的に行う必要があり、また、同時施工により架設費および安全費の削減が図れることから同上部工工事受注者である矢田工業(株)と、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号を適用し随意契約を締結しました。

【水道局浄水課(課長)】

No.10(単独随意契約で、2号適用(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)であるが、その理由を御教示願いたい。)の工事について、オルガノ株式会社製の既設ろ過設備の空気作動弁の交換やろ材交換、コンクリート躯体内面の塗装を修繕する内容となっております。

既設ろ過設備の修繕工事に当たって、他者が整備を行い施工中にシステムとして不具合が生じた際は、責任分界点が曖昧であるため、原因箇所の特定に時間を要するなど迅速な対応に支障を来し、水供給に大きな影響を与える恐れがあることから、メーカー又はメーカーの代理店での施工が必要不可欠になります。

しかし、市内にはメーカーの代理店がないため、メーカーのメンテナンス部門であるオルガノプラントサービス(株)東北事業所と、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号を適用し随意契約を締結しました。

【水道局南部工事事務所(所長)】

No.11(入札参加者が2者にもかかわらず、随意契約の理由が8号適用(競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき)となっているが、理由を御教示願いたい。)について、当該工事の発注は、いわき市水道局建設業者等選定委員会の審議を経て、発注基準表に基づく参加要件により一般競争入札を行いました。

参加要件に合致する業者の数は、最大で 69 者でしたが、開札の結果、応札者が 2 者となり、1 回目、2 回目の入札では落札者が決定しなかったため、1 回目の入札から参加していた 2 者を対象とする見積合わせに移行した結果、落札率が 99.04%となりました。

当該工事の年度内しゅん工を図るため、適正工期を確保する観点から、当該入札を不調とせず、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 8 号を適用し、随意契約としました。

【水道局総務課（課長）】

No.12(予定価格が高いこと、特殊な商品や発注でないことから、多くの業者が入札に参加できると思われるので、指名競争入札より条件付一般競争入札がふさわしいのではないかと。福島県では 160 万円以上の物品購入は条件付一般競争入札で行っている。)について、業務執行に際して、市が管理している庁内ネットワークに接続し、庁内共通業務システム等を使用するためのパソコン 48 台をメーカーを指定して購入したものであります。

メーカー指定の理由は、パソコン及びネットワークに不具合が発生した場合、業務の大半が停止する危険性があり、不具合の原因を素早く特定し、短時間で解決する必要があることから、市が管理している各種サーバー及び通信機器等と同一メーカーにするためです。

このため、指定したメーカーの取扱い可否照会を入札参加者有資格者名簿の品目、OA 機器・OA 関連用品に登録している市内の事業者全 37 者に実施し、取扱い可能と回答のあった 3 者を指名しました。

予定価格が高いにもかかわらず指名競争入札である理由ですが、物品購入について、市内の中小企業を優先し、市内業者の育成のため、基本的に指名競争入札を行っております。

また、今回は、参加できる業者数が少ないので、地方自治法施行令で定める「競争に加わる業者が少数の場合は指名競争入札に付すことができる」にも該当しており、問題がないものと考えております。

【議 長】

ありがとうございます。

ただいまの水道局の説明について、いかがでしょうか。

【川崎委員】

No. 9 について、そもそも工事を発注するときには一体のものとして発注の検討をしなかったのでしょうか。

【水道局工務課（課長）】

橋梁工事と水道工事は、工種が別であるため、工事を分けて発注しました。

【川崎委員】

ありがとうございました。

上部工を受注した業者がたまたま水道工事もできる業者だったので随意契約をしたということですか。

【水道局工務課（課長）】

その通りです。

【川崎委員】

ありがとうございます。

【議 長】

緑川委員どうぞ。

【緑川委員】

No.12ですが、3者のうち1者が入札無効となっていますがどうということですか。

【水道局総務課（課長）】

入札書の記載の不備による入札無効です。

【緑川委員】

今の時代、パソコンを当該事業者製に固定というのは、理由としてはなかなか厳しいのではないのでしょうか。同じOSを使っていれば、どこのパソコンメーカーでも、ネットワークに繋がると思います。

今後継続して当該事業者製を使って行かなければならないとなると大変かと思うがいかがでしょうか。

【水道局総務課（課長）】

緑川委員ご指摘のとおりのお話も多分に含まれるかと思えます。近年のデジタル技術の進展により、そういうこともなかなか技術的には一社でなければ駄目だということも、メーカーを合わせなければ駄目だという理由は段々と減ってきているものだとは思っております。

今回の件で申しますと、現在、市が管理している各種サーバー及び通信機器は富士通(株)社製であり、サーバー等やネットワークの保守も同社が行っております。購入したパソコンをネットワークに接続し、不具合が発生した場合に、パソコン側に原因があるのか、ネットワーク側に原因があるのかを素早く特定するには、サーバー等の保守業者が購入するパソコンに精通している必要があると考えております。

このことから、メーカーを指定して購入したものであります。

【緑川委員】

これは、製造業者を指名しているわけではないですよ。富士通(株)社製でなければいけないため、同社を指名するというのであれば理屈は合うが、それ以外の事業者を指名することに矛盾が生じていると感じる。

【水道局総務課（課長）】

補足になりますが、製造元以外の事業者が落札しているが、機械に関しては、全て指定の仕様書に従った仕様であり、指定したメーカーとなっているということだけは、ご報告差し上げます。

【緑川委員】

補修は製造元がするのですか。

【水道局総務課（課長）】

はい、そういうことになります。

【緑川委員】

分かりました。

ありがとうございます。

【議 長】

水道局の説明については、よろしいでしょうか。

(委員賛同)

続きまして、No.13～15について、医療センターより説明をお願いします。

【医療センター事務局長】

No.13「超音波画像診断装置」の購入について、当該機器は呼吸器外科の入院患者に対し病棟で行う検査に使用するもので、今回新たに指名競争入札により購入しました。

次に、No.14「病棟用モニター」の購入について、当該機器は病棟において入院患者さんの心電図、呼吸状態、血圧などをナースステーションから常にモニタリングできる機器で、これまで所有していた機器が購入から20年が経過し、修理対応ができないことから、機器が故障する前に更新したものであり、院内のシステムや既存機器との接続等が必要なことから、同じ機種を選定し、指名競争入札で購入しました。

最後に、No.15「内視鏡カメラシステム」の購入について、当該機器は外科の腹腔鏡手術において使用するもので、これまで所有していた機器が経年劣化していたことから更新したものであり、当該機種を選定し、随意契約で購入しました。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくお願いします。

【医療センター施設管理課（課長）】

No.13（落札率が高い契約である。）の理由について、医療機器は専門性が高いことから、納入可能な業者が1者あるいは2、3者と限られてしまうことが多く、予定価格の設定は他の入札案件と同様に、納入可能な業者から参考見積書を徴収し、その見積価格を参考に予定価格の設定をしております。

今回は、指名業者3者のうち2者が予定価格を上回り、当該業者が落札した結果、比較的高い落札率になったものと考えております。

No.14のうち、はじめに（1者指名であるが他の業者は辞退したのか。）について、当センターが執行する入札等は、対象の機器が決定しますと、市の入札参加有資格者名簿（物品の部）の「理学機器」及び「医療用機器」に登録している市内、準市内及び県内に事業所のある市外業者に対して、当該製品の取扱い調査を実施し、「取扱い可」と回答した者をすべて指名しております。

今回は、調査において取扱可能としたところが3者あり、3者すべてを指名しましたが2者が辞退しました。

次に、（本事案について、入札相手方が1者である事案を指名競争入札手続きにより執行しているが、その理由を御教示ください。（県では指名競争入札手続き（委託業務事案に限る。）による場合は、予定価格が一定額以上の場合、複数者（1億円未満の場合は9者以上）を指名選考することとし、数が満たない場合、再度の指名選考が随意契約を選択する手続きとしている。）との御質問ですが、当初、応札可能な業者が3者あったことから指名競争入札といたしました。

また、（県における指名競争入札は、予定価格が一定額以上の場合、指名選考し、複数者数が満たない場合、再度の指名選考が随意契約を選択する手続きを行う）とのことですが、当センターにおいて、事前に納入が可能かどうか調査したうえで業者を指名しており、業者数に関わらず複数者いる時には指名競争入札を、1者の時には随意契約の2号を適用しているところであります。

次に、（県では160万円以上の物品購入は条件付一般競争入札、160万円未満は随意契約で行っている。）とのことですが、物品における条件付き一般競争入札については、市の状況に合わせて検討して参りたいと考えているところであります。

No.15（単独随意契約で随意契約の理由が2号適用（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）であるが、見積合せ等により契約が可能な事案もあるのではないか。（医療センター物品における随意契約全般においても同様。））について、当該事案のように、納入可能業者が1者の場合は、該当する1者から見積書を徴収し、その価格を参考に予定価格を設定したうえで、業者と予定価格を下回るまで見積合せを行っているところです。

当課からの説明は、以上です。

よろしくお願いします。

【議 長】

ありがとうございます。
ただいまの医療センターの説明について、いかがでしょうか。

(委員賛同)

今回、抽出された 15 件について各部署からの説明は以上となりますが、ほかに御意見等がございますか。

【議 長】

ないようですので、「入札・契約の状況について」は以上となります。

2 - 指名停止の状況について

【議 長】

続きまして、「指名停止の状況について」です。
事務局から説明をお願い致します。

【事務局】

資料 4 により説明

【議 長】

ただいまの説明について、質問等がありましたらお願いします。

【緑川委員】

No. 4 ですが、営業所も含めて指名停止ということでしょうか。

【事務局】

営業所も含みます。

【緑川委員】

分かりました。
ありがとうございます。

【議 長】

では、「指名停止の状況について」は以上となります。

3 その他 次回の日程等

【議 長】

続きまして、「その他」に入ります。
「次回の日程等」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

第6回の開催は、6月の予定となります。

日程の詳細につきましては、事務局で調整の上、改めて御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、事案を抽出していただく委員につきましては、第1回委員会において輪番とさせていただきましたので、50音順で、次は磯崎委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【磯崎委員】

了解いたしました。

【議長】

では、次回の事案抽出は磯崎委員にお願いします。

また、開催の日程については事務局で調整をお願いします。

3- その他

【議長】

続きまして、「その他」ですが、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

その他について、本市の契約制度等を見直すため、委員の皆さまから入札・契約に関する質問や意見等を御自由に発言していただきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

【議長】

委員の皆さまから何か質問あるいは意見等はありませんか。

なければ、以上をもちまして会議は終了となります。

会議の円滑な進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

4 閉会

【司会】

以上をもちまして、第5回いわき市契約適正化委員会を閉会します。

皆様、誠にありがとうございました。事務局が最後に退出しますので、皆様、退出願います。